**運営推進会議の手引**

**令和５年９月策定**

**桶川市健康推進部高齢介護課**

**目　次**

**１　運営推進会議とは　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P３**

**２　運営推進会議の基準**

**３　開催回数**

**４　運営推進会議の役割　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P４**

**５　設置から開催まで　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P５**

**６　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P７**

**７　Q＆A 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　P９**

**１　「運営推進会議」とは**

「運営推進会議」とは、「桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月桶川市条例第13号）」及び「桶川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成25年3月桶川市条例第14号）」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置することが義務付けられたもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

**２　運営推進会議の基準**

　運営推進会議には、活動状況等の報告またはサービスごとに示された開催回数を除

き、具体的な議題内容を示す規定等はありません。（令和5年9月現在）

したがって、運営推進会議を事業所運営のためにどう役立て、地域関係者と一緒にどのようにこの仕組みを活用していくかを考えることが大切です。事業所が運営推進会議

で明確な目標を設定したり、地域との連携・ネットワーク構築を意識して会議への参加

を依頼したりするなど、積極的な姿勢で取り組む必要があります。

**３　開催回数**

　　開催回数の基準はサービスごとに異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域密着型通所介護 | おおむね6か月に１回（年に２回程度） |
| 認知症対応型通所介護 |
| 小規模多機能型居宅介護 | おおむね２か月に１回（年に６回程度） |
| 認知症対応型共同生活介護 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | おおむね６か月に１回**（※）** |

**（※）平成30年4月1日制度改正により、3か月に1回から6か月に1回に変更。**

**４　運営推進会議の役割**

|  |  |
| --- | --- |
| ① 情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮） | 事業所からの話題提供だけでなく、地域の側からの情報提供や、学習会の実施、新聞記事の紹介など、議題は多岐に及ぶ。利用者家族の悩みなどを地域住民が聞く場としても活用することができる。 |
| ② 教育研修機能（スタッフの研修効果） | 事業所のスタッフが企画・運営をすることにより、発想力やプレゼンテーション能力等を向上できる。また、会議の中で利用者の生活や支援の内容が話し合われることで、自らの業務の客観視と振り返りにつながる。 |
| ③ 地域連携・調整機能（行政機関等との連携） | 会議を介して行政や地域包括支援センターとつながり、「相談し合う関係」を構築する。行政とは、指導する・指導されるといった関係だけでなく、お互いに地域の状況を把握し、新しい高齢者支援の施策を計画するための機会となる。 |
| ④ 地域づくり・資源開発機能（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上） | 事業所の活動の振り返りと利用者や家族のニーズの再発見、地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくための成長の場になる。 |
| ⑤ 評価・権利擁護機能（事業運営の透明性の確保） | 会議においてヒヤリハットや事故の報告を議題に挙げることで、参加者から率直な意見や、改善策に対する考えを提示してもらうなど、オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては、別の視点からの意見を聞くことが出来る貴重な機会となる。 |

（独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」平成21年度助成事業「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」『認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック』（日本認知症グループホーム協会）より抜粋）

**５　設置から開催まで**

**（１）構成員の選定**

運営推進会議の構成員は、次の①～④の分野から１名以上選出し、計４名以上として

ください。なお、構成員を変更した場合の届出は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| ①利用者又は利用者の家族 | 家族に代わり、利用者の後見人を選出することも可能です。 |
| ②地域住民の代表者 | 【例】事業所の近隣にお住まいの方、自治会・町内会・老人クラブなどの地域団体の方、民生委員、婦人会、商店会、幼稚園・学校関係者、ＮＰＯ法人など。（役職や肩書き等は要しません） |
| ③当該サービスに知見を有する者 | 知見を有するとは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方や携わった経験がある方等を含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる方のことを言います。ただし、地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から同一法人またはその系列法人に所属する者を選定することは望ましくないと考えます。 |
| ④市の職員又は当該事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員 | 　市の職員と地域包括支援センター職員の双方が出席することも可能。 |

Q．同一人が「利用者の家族」や「地域住民の代表者」、「知見を有する者」等を兼ねることは可能か？

　A．運営推進会議では、様々な立場の方々の視点から意見や助言を得ることで、お互い

の意見に理解を深めるとともに、新たな課題やニーズの発見が期待できます。

例えば、「地域住民の代表者」が「知見を有する者」を兼務することは想定されます

が、「利用者の家族」は、利用者の家族として事業運営を評価し、意見・要望を提言

するものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあることから、他の構成員と

は立場が異なるものと考えられ、兼務することは想定していません。

**（２）会議の日程調整**

構成員の都合を確認したうえで、日程調整を行います。（おおむね１か月前までに）

　　構成員がやむを得ず欠席する場合、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取す

るようにしてください。

**（３）会議資料の作成**

事業所の活動状況の報告のための資料を作成します。その際、個人情報の取扱いには十分ご注意いただき、報告書の内容や会議中の発言から個人が特定できないように注意してください。

**（４）会議の開催等**

　　　開催場所は、原則事業所内とし、会議の参加者が実際に事業所の雰囲気を感じられ

るようにしてください。（感染症等やむを得ない場合を除く。）

　　なお、令和３年４月以降の開催分より、感染症の感染拡大防止の観点から、テレビ電話装置等を活用して運営推進会議を開催することが認められました。

**【R3.4.1制度改正により追加された内容】**

**（５）会議記録の作成**

　　　会議の開催後は速やかに会議記録の作成をしてください。

**（６）会議記録の保存・公表**

　　　会議記録は、２年間保存する必要があります。（電子データでの保存も可能。）

会議記録は、各事業所において掲示するなど、公表してください。

　　　ただし、会議記録に利用者や利用者家族の氏名が記載されている場合は、プライバ

シー確保の観点から、公表の際は氏名を伏せてください。

**〇サービス提供時間における運営推進会議の取扱い**

**（地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護の場合）**

**【H30.2.16健介事第1300号健康福祉局介護事業指導課長通知 参照】**

　利用者が運営推進会議へ参加する際は、原則、その利用者へのサービス提供時間外（サービス提供時間を中断することも不可）としますが、次の要件を満たした場合は、その利用者のサービス提供時間中に運営推進会議のメンバーとして参加することを可とします。

ア　あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること

イ　地域住民との交流や地域活動への参加により、利用者が日常生活を送る上で自らの役

割を持ち、達成感や満足感を得、自身を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう支援すること

　なお、サービス提供時間中に運営推進会議に参加していただく場合には、地域密着型通所介護サービスの一環として参加することになるため、利用者及び利用者家族に対して参加していただくことの必要性や意義等を十分に説明し、ご理解、ご了承をいただいたうえで文書により同意を得てください。（参加を強要することはできず、参加しないことを理由にサービス提供を拒否することはできません。）

**〇合同で開催する場合の取扱い（介護・医療連携推進会議も同様）**

**【H30.4.1制度改正により追加された内容】**

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を合同で開催することが可能です。

ア　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

イ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

ウ　合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の開催回数の半数を超えないこと。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活のみ）

エ　外部評価を行う運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、単独で開催すること。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応

型共同生活介護のみ）**【R3.4.1制度改正により追加された内容】**

**６　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護・医療連携推進会議）**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、運営推進会議に代わり「介護・医療連携推進会議」をおおむね６か月に１回（年に２回以上）(＊)実施します。

**(＊)H30.4.1制度改正により３か月に１回から６か月に１回に変更となりました。**

介護・医療連携推進会議は、地域の医療関係者を構成員に加え、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報の共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として開催するものです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **運営推進会議** | **介護・医療連携推進会議** |
| **構成員** | ・利用者又は利用者の家族・地域住民の代表者・当該サービスに知見を有する者・市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員 | ・利用者又は利用者の家族・地域住民の代表者・地域の医療関係者（医師・医療ソーシャルワーカー等）・当該サービスに知見を有する者・市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員 |
| **会議の主な目的** | ・事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図る。 | ・事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図る。・地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。 |
| **会議の主な内容** | 活動状況を報告し、必要な要望・助言等を聴く。 | 活動状況を報告し、必要な要望・助言等を聴く。 |

**７　Q＆A**

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 運営推進会議の設置等に関する根拠法令について | ○桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月桶川市条例第13号）(地域との連携等)第59条の17　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |
| 運営推進会議を設置する目的はなにか | 地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、提供するサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、質の確保を図ることを目的としています。 |
| 運営推進会議の設置時期について | おおむね６か月に１回開催の必要があるサービスは、新規事業所開設後、６か月以内に第１回目を開催し、その後はおおむね６か月に１回開催してください。おおむね２か月に１回開催の必要があるサービスは、新規事業所開設後、３か月以内に第１回目を開催し、その後はおおむね２か月に１回開催してください。 |
| 運営推進会議の委員である「地域住民の代表者」とは、どのような人か | 例えば、自治会・町内会や老人クラブなど各種地域団体の役員をはじめ、民生委員等が考えられますが、役職や肩書き等は要しません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 「地域住民の代表者」として、近隣にお住まいの方に委員として就任を依頼することはできるか | 「地域住民の代表者」は、地域団体等の役職者に限定されないため、可能です。近隣住民の方に委員になっていただくことにより、事業所が提供するサービスについて、身近な地域の方にご理解をいただく良い機会となります。また、助言等を得る関係を構築することにより、事業所運営に理解、支援をいただけるような関係づくりも可能となります。 |
| 委員に任期はあるか | 委員の任期に定めはありません。 |
| 家族の代わりに、後見人を委員とすることは可能か | 可能です。 |
| 運営推進会議の委員である「サービスについて知見を有する者」とは、どのような職種や経験等を有するのか | 知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方や携わった経験がある方等も含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる方のことを言います。 |
| 事業所の法人職員等を、知見を有する者として委員に選任することは可能か | 地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から同一法人またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくないと考えます。 |
| 同一人物が「利用者の家族」や「地域住民の代表者」、「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。 | 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立揚が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられます。 |
| 運営推進会議が設置、開催できない事業所に対する減算規定はあるか | 減算規定はありませんが、指定基準違反となるので指導の対象となります。 |
| 欠席した場合の対応はどうすればよいか | 資料を送付し意見等を求めたり、会議で出された意見等について報告したりするなど、状況に応じて必要な対応をお願いします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染 症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。 | ~~運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に 取り扱って差し支えない。~~~~なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。~~~~（新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等 の臨時的な取扱いについて（第３報）令和２年2月28日厚生労働省事務連絡）~~**上記の取扱いについては、新型コロナ新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更後（令和５年５月８日以降）、終了となっています。**３ 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和５年５月７日をもって終了する。（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて　令和５年５月１日厚生労働省老健局高齢者支援他2課　事務連絡）より抜粋 |